

# 青島区 田園地帯景観形成住民協定

平成8年12月15日

## (前文)

私たちは「青島区田園地帯景観形成住民協定」作成に当たり、私たちの祖先が培って来た故郷を現在の生活環境上から見直し、改めて美しい景観を守り、桜堤防のあるおいしい川下り米の里として後世に引き継がれることを願うものであります。また景観を共有の財産として維持することは住民としての責務であるとの認識を深め、住民総意でこの協定を結びます。

## (目的)

第1条 この協定は三峰川右岸農道周辺に広がる美しい中央アルプスと南アルプスを望める優良田園地帯と景観を維持する事を目的とします。

## (名称)

第2条 この協定は「青島区田園地帯景観形成協定」といいます。(以下協定という)

## (協定の区域)

第3条 この協定の適用を受ける区域は伊那市青島区の別図に示す区域とします。(三峰川右岸農道青島地区周辺)

## (協定の取り決め)

第4条 この協定は青島区住民と協定区域内の土地所有者及び賃借人等の3分の2以上の合意により取り決めます。但し以後土地所有権、賃借権等の移転があっても有効継続するものとします。

## (協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は協定締結後5年間とします。期間満了前までに第9条の規定に基づく処置が取られないときは、さらに5年間延長し、その後の期間満了時についても同様とします。

## (運営委員会と委員の任期)

第6条 この協定を効果的に運営推進するために協定運営委員会を組織します。  
委員長、副委員長、会計を各1名と委員6名により運営します。なお委員の任期は3年とします。

(協定事項)

第7条 協定の目的を達成する為にわたしたちは次の事項を守り美しい景観と豊かな心を育みます。

- (1) 商工業目的の建物類の建設及びマンション等集合住宅は禁止します。
- (2) 屋外広告物看板等は禁止します。ただし、長野県屋外広告物条例第6条によるものは除きます。
- (3) 自動販売機器類は農産物等一次産品に限り、設置は指定された場所とします。
- (4) 個人住宅を建設する場合は景観に調和したものにしましょう。

(事前協議)

第8条 農業目的以外に土地を使用する場合は運営委員会と協議します。

(協定の変更廃止)

第9条 この協定の事項又は有効期間の変更もしくは廃止については青島区住民と協定区域内の土地所有者及び賃借人等の3分の2以上の合意をもって成立するものとします。

(運営委員会への委任)

第10条 協定に定める事項のほか協定の目的を達成するための事項は運営委員会が決定できます。

(附則)

この協定は平成9年1月1日より守って行きます。

# 青島区 田園地帯景観形成住民協定の区域

